

令和5年第10回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和5年10月25日(水)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時10分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時46分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	欠		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	欠		轟 和 男	欠
8	福 島 隆 志	欠		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
 次 長 鈴木秀幸
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和5年第10回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、小和瀬守委員、金子達委員、福島隆志委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和5年第10回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第75号から議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第78号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第79号から議案第82号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第83号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、梅澤功委員と中島英樹委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第75号から議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第75号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第75号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>申請地は8月の総会で、建材の資材置場敷地として農地転用の御審議を頂いた土地に近接した農地です。</p> <p>譲受人は、今後、申請地付近の山林も購入し、キャンプ場を運営する予定で、その事業に関連して本申請地を茶畑とし、来客者向けにお茶を販売したいとのことで、本申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号、全部効率利用、第4号、農作業常時従事、第6号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>横田推進委員。</p>
<p>横田推進委員</p>	<p>19日に議案が届きまして、譲渡人に事情を伺いました。申請地は親から相続で引き継ぎま</p>

	<p>したが、農業をやったことはなく、管理して頂ける方に購入して頂けるということを伺いました。同日、金子委員と現地の確認を行いまして、〇〇番は資材置場ということですが、その一段上の土地が農地になっていまして、きれいになっておりました。また少し上がりまして、〇〇番の農地もきれいに管理されておりました。</p> <p>隣接地に与える影響もないと思われまますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 75 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 75 号については、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に議案第 76 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 76 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は、以前から、知人の畑を借りて、露地野菜を育てておりましたが、本年 4 月の農地法改正により、いわゆる 5 反要件がなくなったことから、自宅に隣接する本申請地を取得して農業を行いたいと考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>知人の農地を借りて行っていたのと同様に、本申請地において、1 年を通して露地野菜の栽培を行う予定とのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号、全部効率利用、第 4 号、農作業常時従事、第 6 号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>吉田委員。</p>
吉田委員	<p>21 日の午前中に栗原推進委員と現地確認、申請者双方にお話を伺いました。</p> <p>現地は譲受人宅の南側になりまして、管理作業にも適した立地条件と感じました。</p> <p>季節ものの野菜を栽培し、自家消費と子どもに分けてあげたいということでした。</p> <p>譲受人は東秩父市の出身で実家が農家、農業経験もあり、これから管理機等購入予定とのことです。</p>
議長	<p>周辺農地に影響等もないと思われまますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>他にご意見はございますか。</p> <p>戸屋委員。</p>
戸屋委員	<p>この議案の申請地は一部が原野になっていますが、許可が下りると畑になるのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>戸屋委員の御質問に回答いたします。</p> <p>議案書に記載の原野という地目については、登記上の地目でございます。現況は畑で畑として利用されており、登記上の地目、原野に関しては法務局に申請を行うことで、変更することはできるかと思いますが、それに関しては法務局の判断となりまして、事務局で確定的な回答は難しいですが、現況を鑑みれば可能性はあるのではないかと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>

議長	<p>(委員から「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 76 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 76 号は原案のとおり、許可相当として県に意見を送付いたします。</p> <p>次に議案第 77 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 77 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>申請内容は、議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は田を所有しておりますが、畑も耕作したい気持ちがあり、知人である譲渡人に話をしたところ、本申請地で耕作していないとのことで、譲ってもらえることになったため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本申請地を取得後は、ネギの栽培を行う予定とのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号、全部効率利用、第 4 号、農作業常時従事、第 6 号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>矢那瀬推進委員。</p>
矢那瀬推進委員	<p>22 日に担当地区の 3 名で現地調査を行い、譲受人に事情を伺いました。</p> <p>譲渡人は遠方に住んでいて、実家には兄がいたそうですが、兄が亡くなった後は、申請地の管理も難しくなり、住宅地の中にある農地で、ごみの投棄や無断で駐車場にされてしまっていた経緯があるとのことでした。</p> <p>現地を確認した際は、きれいになっていまして問題はないものと判断しております。</p> <p>ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>農地法 3 条の申請について、事務局にお願いと要望となりますが、最近出ている案件で、自作農地の取得ということで、初めて農地を取得している人がかなりおりますが、今までの厳しい農地法の足かせが取れてしまって、簡単に農地を買えるという状況と感じていますので、これを悪用するような人がでてくるのではないかと心配しています。</p> <p>事務局については、我々よりも窓口で状況を伺っているはずですから、厳しく指導のうえ、判断をして頂ければと存じます。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>新井委員のご要望につきまして、窓口など相談や申請を受ける際に、気を付けながら、事務を行いたいと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 77 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので議案第 77 号は原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 78 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 78 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書 2 ページ、議案第 78 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者は現在、申請地東側の宅地に居住しており、申請人がこの地に嫁いできた昭和 47 年当時から、本申請地と宅地を一体で利用していたため、農地と認識していなかったとのことですが、令和 3 年に夫が亡くなって土地家屋を相続した際に、本申請地が農地のままであることに気づき、調べたところ、農地転用許可を得ていないことが判明したため、後の代で困ることがないように手続をしておきたいとのことで、本申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条第 6 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、本申請は追認事案ではありますが、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p>
新井委員	<p>新井委員。</p> <p>21 日に申請者宅を訪問し、現地確認とお話を伺いました。内容については、事務局の説明のとおりでございます。</p> <p>当初、自宅を建築した際からこの状態ということで、家庭菜園など庭という感じで、植木等が植わっている状態です。</p> <p>特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員から「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 78 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 78 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 79 号から議案第 82 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 79 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 79 号について御説明申し上げます。</p>

	<p>別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は現在、近隣市の借家に居住しておりますが、自己用住宅の建設を計画したところ、実家の南側の本申請地を、父から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>議長 この件について、地元の委員のご意見を伺います。</p> <p>柴崎推進委員。</p>
柴崎推進委員	<p>20日の午前中、譲渡人にお話しを伺い、事情を伺いました。申請地のとなりが譲渡人の自宅になっています。</p> <p>申請地はきれいな農地になっていまして、測量され、杭が打ってありました。</p> <p>周辺は住宅地になっていて、この畑だけが国道側に向かってあるという状況です。</p> <p>申請事由も親子の使用貸借ということと、娘が自宅を建てるということで、問題あるようなものでないと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第79号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第79号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第80号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第80号について御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せて御覧ください。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は現在、町内の借家に家族で居住しておりますが、家族が増え、手狭になったため、自己用住宅の建設を計画したところ、実家の南側の本申請地を父から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上です。</p> <p>議長 この件について、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>横田推進委員。</p>
横田推進委員	<p>21日に金子委員と現地を確認してまいりました。現場確認と譲渡人に話を伺いました。</p> <p>話を伺うと、事務局の説明のとおり、娘が借家では手狭で家を建てるということで、周囲も住宅に囲まれたような土地でございます。</p> <p>特段の問題はないと思われますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 80 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 80 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第 81 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 81 号について、御説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は、会社員のかたわらで、個人として金属くずの販売・営業を行っており、現在、隣接町にある金属加工会社の敷地の一部を、その金属くずの置き場に借りていますが、この会社の事業拡大に伴い、既存の資材置き場が不足してしまうため、土地を選定していたところ、申請者、譲受人が、自らの住宅建設のために農地転用許可を得ている隣接地に隣接する本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、住宅建設につきましては、ハウスメーカーの建築の順番を待っている状態であるとのことで、現時点では未着工となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>栗原推進委員。</p>
栗原推進委員	<p>21 日に吉田委員と現地を確認し、譲受人宅に伺いましたがご不在でした。</p> <p>現地の状況については、特段の問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 81 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 81 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第 82 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 82 号について御説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は、現在、近隣市の借家に家族で居住しておりますが、手狭になり、また、将来、両親を介護する必要性もあることから、実家近くで住宅の建築地を検討したところ、本申請地を父より借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本申請地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外で許可となるものとされております。</p> <p>その他、農地法第 5 条第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、全て問題はないものと考えます。</p>

<p>議長 中島広文委員</p>	<p>説明は、以上です。 この件について、地元委員のご意見を伺います。 中島広文委員。 議案第 82 号についてご報告させていただきます。 19 日に現地確認と譲渡人にお話を伺ってまいりました。譲受人は、譲渡人の長男で、現在は家族 3 名で近隣市の借家に居住しておられるとのこと。 事務局から説明があったとおり、借家では手狭となり、実家近くの土地に住宅を計画したものです。 申請地付近は宅地化が進み、排水溝も整備され、周辺農地への影響もないものと思われま すので、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 82 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 82 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 83 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを 議題といたします。 それでは、議案第 83 号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 4 ページをご覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤 強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必 要となるため、御審議いただくものです。 それでは、議案第 83 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は、全 10 筆で、地目は全て畑、合計面積が 12,557 m²です。 農地の内訳につきましては、議案書の右下のとおりです。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えま す。</p>
<p>議長</p>	<p>説明は、以上です。 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 83 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 83 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありましたらお願いいたします。 (委員から「なし」の声)</p>
<p>議長 事務局長</p>	<p>事務局から何かありますか。 事務局から 1 点、ご連絡いたします。 次回の総会ですが、11 月 28 日、火曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p>

繰り返します。

11月28日、火曜日の午後1時30分からでお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、他に無いようですので、令和5年第10回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

梅澤 功 委員 中島 英樹 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年10月25日

議長

室岡重雄

委員

梅澤 功

委員

中島英樹